



茨城県報

第 418 号

令和 5 年 (2023 年) 6 月 22 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (防災・危機管理課)	2
告 示	
●茨城県サービス業調査実施要項 (統計課)	3
●指定納付受託者の指定 (女性活躍・県民協働課)	5
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	5
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定並びに廃止及び辞退 (福祉政策課)	5
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定 (2 件) (福祉政策課)	7
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定 (福祉政策課)	8
●生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による施術機関の指定及び廃止 (福祉政策課)	8
●指定障害児通所支援事業者の指定 (8 件) (障害福祉課)	9
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課)	11
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (2 件) (障害福祉課)	11
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (3 件) (障害福祉課)	12
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (6 件) (障害福祉課)	13
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (2 件) (障害福祉課)	14
●大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)	15
●茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく災害の指定 (農業経営課)	16
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課)	16
●道路の区域の変更 (道路維持課)	16
●道路の供用の開始 (道路維持課)	17
●市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所 (建築指導課)	17
(教 育 委 員 会)	
●茨城県指定有形文化財の指定の解除	17

公 告

●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	18
●都市計画の図書の縦覧 (2 件) (都市計画課)	22
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	22
●入札公告 (情報システム課)	22
●入札公告 (会計管理課)	28
(企 業 局)	
●入札公告	33

規 則

茨城県規則第48号

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

茨城県災害救助法施行細則 (昭和36年茨城県規則第83号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号ウ中「330円」を「340円」に改め、同項第 2 号ア(イ)中「6,285,000円」を「6,775,000円」に改め、同表第 2 項第 1 号ウ中「1,180円」を「1,230円」に改め、同表第 3 項第 3 号アの表中「18,700円」を「19,200円」に、「24,000円」を「24,600円」に、「35,600円」を「36,500円」に、「42,500円」を「43,600円」に、「53,900円」を「55,200円」に、「7,800円」を「8,000円」に、「31,000円」を「31,800円」に、「40,100円」を「41,100円」に、「55,800円」を「57,200円」に、「65,300円」を「66,900円」に、「82,200円」を「84,300円」に、「11,300円」を「11,600円」に改め、同号イの表中「6,100円」を「6,300円」に、「8,200円」を「8,400円」に、「12,300円」を「12,600円」に、「15,000円」を「15,400円」に、「18,900円」を「19,400円」に、「2,600円」を「2,700円」に、「9,900円」を「10,100円」に、「12,900円」を「13,200円」に、「18,300円」を「18,800円」に、「21,800円」を「22,300円」に、「27,400円」を「28,100円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表第 6 項第 2 号ア中「655,000円」を「706,000円」に改め、同号イ中「318,000円」を「343,000円」に改め、同表第 8 項第 3 号イ中「4,700円」を「4,800円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「5,500円」を「5,600円」に改め、同表第 9 項第 3 号中「213,800円」を「219,100円」に、「170,900円」を「175,200円」に改め、同表第 11 項第 4 号イ中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表第 12 項第 2 号中「138,300円」を「138,700円」に改める。

別表第 2 第 1 項第 1 号ア中「21,600円」を「22,200円」に改め、同号ウ中「16,600円」を「16,400円」に改め、同号オ中「16,300円」を「16,200円」に改め、同号カ中「25,000円」を「27,000円」に改め、同号キ中「26,300円」を「27,600円」に改め、同号ク中「25,200円」を「27,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第773号

茨城県サービス業調査実施要項を次のように定める。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和 彦

茨城県サービス業調査実施要項

1 調査の目的

茨城県サービス業調査は、茨城県に所在する事業所におけるサービスの茨城県と県外地域との取引状況を明らかにすることを目的とする。

2 法的根拠

調査は、茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号）に基づき実施する。

3 調査の実施時期等

調査実施時期は、令和 5 年 8 月とし、調査対象期間は、令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。

4 調査対象事業所

調査の対象は、茨城県内に所在する事業所とし、事業所母集団データベース（令和 2 年次フレーム）のうち、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに係る事業所のうちから、茨城県政策企画部統計課が別に定めるもの（以下「調査対象事業所」という。）について行うものとする。

- (1) 大分類 G－情報通信業
- (2) 大分類 K－不動産業，物品賃貸業
- (3) 大分類 L－学術研究，専門・技術サービス業
- (4) 大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）

5 調査事項

- (1) 事業所に関する事項
- (2) 従業者に関する事項
- (3) 事業名及び事業内容に関する事項
- (4) 事業別年間売上額に関する事項
- (5) 決算期間

6 調査の方法

調査は、茨城県政策企画部統計課が郵送又はインターネットの利用により配布する茨城県サービス業調査票（様式第 1 号。以下「調査票」という。）により行うものとする。

7 調査票の審査入力

(1) 調査票の審査

茨城県政策企画部統計課の職員が、全調査事項の記入漏れの補完、調査票内の突合等により審査を行う。

(2) 調査票の入力及び集計

茨城県政策企画部統計課の職員が、調査票情報の入力及び集計を行い、統計表を作成する。

8 結果の公表

調査結果については、集計後に速やかに公表するものとする。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号

秘

【茨城県サービス業調査票】

提出・照会先
〒310-8555 水戸市笠原町978-6
茨城県政策企画部統計課企画分析グループ
TEL: 029-301-2642 (直通)
E-mail: sabi@pref.ibaraki.lg.jp

提出期限 令和5年(2023年)9月29日(金)
提出部数 1部 (残り部は事業所控え)

- ◆調査対象期間は、令和4年(2022年)1月1日～令和4年(2022年)12月31日の1年間です。(この期間で記入が困難な場合は、この期間に最も近い決算期等の1年間の状況を御記入ください。)
- ◆調査票に記入する金額には、可能な限り消費税を含まず(税抜きで)記入してください。
- ◆別紙「記入の手引き」を良くお読みいただき御記入をお願いします。

事業所名称	所属部署名	
事業所の所在地	職・氏名	
事業所の従業員数	電話番号	FAX
	電子メールアドレス	
	本票作成担当者	
	人 * 調査対象期間の末日現在の人数	

調査票に記入した決算期等の期間 ※原則として令和4年(2022年)1月1日～令和4年(2022年)12月31日の1年間です。 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	年間売上額の税別 (該当する方に○をつけてください) 消費税を 含んでいない ※原則としてこちらです。
---	---

(単位:万円)

A 事業コード	B 事業名	C 事業内容	D 年間売上額 E+F+G	E 県内むけ年間売上額 万円	F 県外むけ年間売上額 万円	G 国外むけ年間売上額 万円
			万円	万円	万円	万円
			万円	万円	万円	万円
			万円	万円	万円	万円
			万円	万円	万円	万円
-	その他	-	万円	万円	万円	万円
	合計		万円	万円	万円	万円

概数でも差し支えありませんので必ず記入してください。割合(〇〇%)での回答も可能です。(記入例を参照)

備考欄

事業所番号	本店・支店
-------	-------

御協力ありがとうございました。この調査の記載内容(申告者の秘密)は、統計法により固く守られます。

茨城県告示第774号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
旅券発給手数料
- 4 指定納付受託者として指定する期間
令和5年6月19日から令和6年3月31日まで
- 5 指定年月日
令和5年6月19日

茨城県告示第775号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 知事指定薬物の名称
 - (1) 2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピペリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
 - (2) (2 R, 3 R) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン、(2 S, 3 S) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類
 - (3) N - (アダマンタン - 1 - イル) - 1 - (4 - フルオロプロチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類
- 2 指定の理由
中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため
- 3 指定の効力が発生する日
令和5年6月22日

茨城県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関について、次のとおり指定並びに廃止及び辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき

告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2013951	花園クリニック	つくば市花室1441番地 8	内、循環器内科	本間 覚	令和 5 年 4 月 1 日	指定
2013969	つくば心療内 科クリニック	つくば市遠東1111番地 1	心内、精	医療法人 E p s y l o n 理事 長 高尾 哲也	令和 5 年 4 月 1 日	指定
2013977	つくば平山ク リニック	つくば市花室836- 2	内、漢方内科、腎臓 内科、循環器内科、 アレルギー疾患内科	平山 暁	令和 5 年 4 月 1 日	指定
2111888	みんなの内科 外科クリニック	ひたちなか市足崎1474- 8	内、外、胃腸内科、 肝臓内科、整外、脳 神経外科、乳腺・甲 状腺外科、肛門外科、 皮、美外、リハ、循 環器内科、呼吸器内 科	医療法人 博仁 会 理事長 鈴 木 邦彦	令和 5 年 4 月 1 日	指定
2111870	サンキュー耳 鼻科クリニック	ひたちなか市大字高場字神田 後167番地 3	耳い	医療法人エキサ イティング 理 事長 乾 智一	令和 5 年 3 月 1 日	指定
2032668	流星台・いの うえ歯科医院	つくば市流星台37- 5	歯、小歯、歯外	医療法人井上歯 科医院 理事長 井上 仁	令和 5 年 4 月 1 日	指定
0342018	クスリのアオ キまりやま薬 局	土浦市摩利山新田116番地 1	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 5 年 4 月 1 日	指定
0641112	とちの木薬局 筑西店	筑西市蓮沼1128- 4	薬局	株式会社薬仙 代表取締役 濱 崎 英幸	令和 5 年 4 月 1 日	指定
1840416	クスリのアオ キ岩井薬局	坂東市岩井3285番地 1	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 5 年 4 月 1 日	指定
2043200	バンビ薬局 つくば店	つくば市遠東1111- 21	薬局	YMG株式会社 代表取締役 山西 裕	令和 5 年 4 月 1 日	指定
2043218	はなむろ薬局	つくば市花室831- 7	薬局	I n M y H e a r t 株式会 社 代表取締役 水間 舞衣子	令和 5 年 4 月 1 日	指定
4240309	クスリのアオ キ八千代薬局	結城郡八千代町八千代中央土 地区画整理事業地内40街区 2 画地	薬局	株式会社クスリ のアオキ 代表 取締役 青木 宏憲	令和 5 年 4 月 1 日	指定
0390277	訪問看護ステ ーション夢眠 つちうら	土浦市滝田 1 丁目33番 1 号	訪問看護	株式会社夢眠ホ ーム 代表取締 役 佐藤 信輔	令和 5 年 4 月 1 日	指定
0790070	訪問看護ステ ーションふわ り結城	結城市田間1523	訪問看護	株式会社ビバハ ウス 代表取締 役 西川 敏行	令和 5 年 4 月 1 日	指定

指 定 医療機関 コード	名 称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
2190220	ご長寿くらぶ 佐和訪問看護 事業所	ひたちなか市大字高場字道脇 988-8	訪問看護	株式会社アーバ ンアーキテック 代表取締役 伊東 鐘賛	令和 5 年 4 月 1 日	指定
4390075	訪問看護ステ ーション春か ぜ	猿島郡五霞町原宿台 3 丁目 20 - 6	訪問看護	合同会社ソメヤ 代表社員 染 谷 きみ枝	令和 5 年 3 月 17 日	指定
5590046	訪問看護リハ ビリステーシ ョン m e l i f e - みらい ふー	つくばみらい市上長沼 1497- 4	訪問看護	合同会社 L i s M 代表社員 高村 順平	令和 5 年 3 月 1 日	指定
0510479	石岡眼科診療 所	石岡市府中 1-10-4	眼	杉山 昌子	令和 5 年 3 月 31 日	廃止
2111573	サンキュー耳 鼻科クリニック	ひたちなか市高場字神田後 167-3	耳い	乾 智一	令和 5 年 2 月 28 日	廃止
0411256	古河市尾崎国 民健康保険診 療所	古河市尾崎 5610-5	内、外	古河市長 針谷 力	令和 5 年 4 月 1 日	辞退

茨城県告示第 777 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0840341390 イオン薬局土浦店	土浦市上高津 367 番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	イオンリテール 株式会社 代表 取締役 井出 武美	令和 5 年 4 月 5 日

茨城県告示第 778 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

コード 名 称	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
0817310238 みらい平クリニック	つくばみらい市陽光台 3-11 - 4	訪問リハビリテーシ ョン	医療法人みらい 平クリニック 理事長 小松崎 八寿子	令和 5 年 4 月 10 日

茨城県告示第779号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
505 KE i ROW水戸中央ス テーション(飛沢 真結)	水戸市元吉田町1249-21	あん摩マッサージ指 圧	飛沢 真結	令和 5 年 5 月 30 日	指定
496 KE i ROW水戸中央ス テーション(飛沢 真結)	水戸市元吉田町1249-21	はり	飛沢 真結	令和 5 年 5 月 30 日	指定

茨城県告示第780号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、生活保護法第55条の3及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
1327 真中接骨院(真中 隆)	坂東市岩井2234-3	柔道整復	真中 隆	令和 5 年 4 月 1 日	指定
1328 コイケ接骨院(小池 唯 斗)	ひたちなか市長砂53-1	柔道整復	小池 唯斗	令和 5 年 4 月 1 日	指定
504 フレアス在宅マッサージ かすみがうら施術所 (舟川 莉沙)	かすみがうら市稲吉東4-15 -17 ニューアネックス1- 102号	あん摩マッサージ指 圧	舟川 莉沙	令和 5 年 4 月 25 日	指定
268 真中接骨院(真中 進)	坂東市岩井2234-3	柔道整復	真中 進	令和 5 年 3 月 31 日	廃止
451 コイケ接骨院(小池 信 太郎)	ひたちなか市長砂53-1	柔道整復	小池 信太郎	令和 5 年 3 月 31 日	廃止

施術所名称	所在地	診療科目等	開設者	指定等 年月日	区分
488 田村接骨院(田村 卓雄)	猿島郡境町103-1	柔道整復	田村 卓雄	令和5年 3月22日	廃止
1147 あさひ整骨院(横島 賀儀)	稲敷郡阿見町小池655-5	柔道整復	横島 賀儀	令和5年 3月31日	廃止
882 かすみがうら整骨院(鈴木 真人)	かすみがうら市宍倉上谷ツ 5759-3-6	柔道整復	鈴木 真人	令和5年 3月31日	廃止
422 ませ中央接骨院(横山 昶誉)	つくば市真瀬582	柔道整復	横山 昶誉	令和5年 3月31日	廃止

茨城県告示第781号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850700154	のびのび広場あ おやま四ツ京店	茨城県結城市大字 結城字柳下12085 番3	合同会社青山	茨城県結城市下り 松四丁目4番地10	令和5年 6月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第782号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0851900183	gioire education kids	茨城県牛久市ひた ち野東五丁目3番 地7グランメール ひたち野105	株式会社ZORA A	東京都世田谷区池 尻三丁目19番1号 10ビル6F	令和5年 6月1日	保育所等訪問 支援

茨城県告示第783号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852001098	きらめき つくば花室教室	茨城県つくば市花室848番地1 花室Sテナント	株式会社福祉計画	茨城県つくば市鬼ヶ窪1047-1	令和5年6月1日	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援

茨城県告示第784号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852001106	きらめき つくば吾妻教室	茨城県つくば市吾妻3-7-15 パレス柴原101・105	株式会社福祉計画	茨城県つくば市鬼ヶ窪1047-1	令和5年6月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

茨城県告示第785号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852001114	ふうせんかずら	茨城県つくば市上河原崎元宮本143番地2（高山C8-1）	合同会社TAS R	茨城県つくば市天久保三丁目21番地3星谷ビル2-A	令和5年6月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

茨城県告示第786号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852100528	こすもすキッズ	茨城県ひたちなか市市毛522番地の1	有限会社こすもす	茨城県ひたちなか市市毛522番地の1	令和5年6月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第787号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5

の25の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0852700392	グローバルキッズメソッド 8 1	茨城県筑西市布川 1249-18	ハッピーライフケア株式会社	東京都千代田区東神田二丁目10番9号	令和 5 年 6 月 1 日	児童発達支援

茨城県告示第788号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0853000040	多機能型放課後等デイサービスエトワール	茨城県行方市浜 446-1	株式会社葡萄葛	茨城県行方市羽生 599番地	令和 5 年 6 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイサービス

茨城県告示第789号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	サービ スの種 類
0852000439	YMCAひかりの子	茨城県つくば市東新井24番地の5	特定非営利活動法人茨城YMCA	茨城県つくば市東新井24番地の7	令和 5 年 5 月 1 日	放課後等デイサービス

茨城県告示第790号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0852000850	夢を叶える就労トレーニングつくば花室教室	茨城県つくば市花室848番地1花室Sテナント	総合療育センターつくば株式会社	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和 5 年 5 月 31 日

茨城県告示第791号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0852000900	こどもプラスグループ（こどもプラスつくば・チャイルドブレインつくば吾妻教室）	茨城県つくば市吾妻3-7-15パレス柴原101・105	総合療育センターつくば株式会社	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和5年 5月31日

茨城県告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0810201103	ウーリー日立	茨城県日立市幸町1-15-9 FerrorHITACHI 3階	WOOLLY株式会社	東京都中央区銀座六丁目13番16号銀座ウォールビル5階	令和5年 6月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0811600725	来々瑠	茨城県笠間市南友部1954番2	株式会社道進	茨城県水戸市中丸町433番地	令和5年 6月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0811800325	ライフワーク坂東	茨城県坂東市長谷1595番地4	株式会社傍楽会	茨城県坂東市長谷1595番地4	令和5年6月1日	生活介護 就労継続支援 B型

茨城県告示第795号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810400366	就労支援クリーベル	茨城県古河市諸川983番地18	有限会社市民社会成熟研究所	茨城県古河市尾崎3920番地	令和5年6月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第796号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812000933	笹の葉ワーク	茨城県つくば市東光台2-24-1	常南交通株式会社	茨城県つくば市榎戸433番地2	令和5年6月1日	就労継続支援 B型

茨城県告示第797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812100691	self-A・アドバンフォー スひたちなか	茨城県ひたちなか市東大島1-24-29 正和ビル1階	株式会社茨城プラネッツ福祉センター	茨城県ひたちなか市東石川3070番地7アドバンフォー スビル	令和5年6月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812600278	エイトファクトリーゴダイ	茨城県那珂市後台 2119-3	株式会社エイト	茨城県那珂市飯田 1636 番地 31	令和 5 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型 就労移行

茨城県告示第 799 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812700730	L A C C 稲敷	茨城県稲敷市佐倉 3105-1	株式会社平山 L A C C	東京都港区港南一丁目 8 番 40 号 A-PLACE 品川 6 階	令和 5 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型

茨城県告示第 800 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0813300027	就労継続支援 B 型事業所 第二 幸の実園	茨城県那珂郡東海村石神内宿 2382-1	社会福祉法人 愛信会	茨城県那珂郡東海村石神内宿 1213 番地	令和 5 年 6 月 1 日	就労継続支援 B 型

茨城県告示第 801 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項に規定する廃止の届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0810400366	就労支援クリーバル	茨城県古河市諸川 983 番地 18	有限会社市民社会成熟研究所	就労移行支援	令和 4 年 3 月 31 日

茨城県告示第802号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0811600683	self-A・プラネット友部	茨城県笠間市東平二丁目12番2号 F/Kビル3階	株式会社茨城プラネット福祉センター	就労継続支援A型	令和5年 6月12日

茨城県告示第803号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和5年6月22日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

(2) 住所

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コスモス波崎店

神栖市波崎字汐付道7218番1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階	横山 英昭

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年2月15日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,390㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 53台

イ 駐輪場の収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の面積 21㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 7㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 10 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 5 年 6 月 14 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 804 号

茨城県農林漁業災害対策特別措置条例（昭和 42 年茨城県条例第 20 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定災害

令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害

茨城県告示第 805 号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和 52 年茨城県告示第 405 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 2 中「0.80%」を「0.70%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 5 年 6 月 19 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第 806 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 5 年 6 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 大子美和線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字大沢字柴山2315番3地先 から 久慈郡大子町大字大沢字冥賀平1006番4地 先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 12.3 最小 2.6	960	
	新	最大 18.0 最小 12.0	960	現道拡幅

茨城県告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 5 年 6 月 22 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路線名 県道 土浦笠間線
- 供用開始の区間 桜川市木植字板敷101番1地先から
桜川市木植字板敷105番1地先まで
- 供用開始の期日 令和 5 年 6 月 22 日

茨城県告示第808号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、水戸駅前三の丸地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

理事長の氏名及び住所

氏 名	住 所
林 昌鎬	茨城県水戸市三の丸2丁目2番30-1104号 シーズガーデン水戸三の丸

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第9号

茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）第5条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる茨城県指定有形文化財の指定を解除する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

記号番号	名 称	数 量	所 在 地	所 有 者
建34	堀江家書院	1 棟	常陸太田市大方町1237番 1	堀江茂邦

公 告

●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べる可以选择するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
令和 5 年 7 月 7 日 午後 1 時 30 分	牛久市役所 分庁舎第 2 会議室 牛久市中央 3 丁目 15 番地 1	提 出 先 水戸市笠原町978番 6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和 5 年 6 月 30 日 (必着のこと。) 様 式 別掲のとおり

2 都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

区域区分

(2) 都市計画の内容

市街化区域と市街化調整区域との区分の変更

(3) 都市計画を変更する土地の区域 (位置図参照)

ア 市街化区域に追加する部分

〈牛久市東端穴地区〉

牛久市東端穴町字山尻、字柏木立、字行人塚、字東山の各一部

(4) 案の作成理由

ひたち野うしく駅や国道 6 号などが近接する利便性の良さや、幼稚園、中学校などの子育て教育環境が充実していることを活かし、ひたち野地区と一体的な住宅市街地の形成を図るため、本案のとおり区域区分を変更（市街化区域への編入）し、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

(5) 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 5 年 6 月 22 日から令和 5 年 6 月 30 日まで (土曜日、日曜日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問合せ先と同じ。

3 公聴会に関する問合せ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 牛久市役所 分庁舎第 2 会議室

牛久市建設部都市計画課

電話 029-873-2111

別 掲

公 述 申 出 書

竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更案の作成に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

印

年 齢

歳

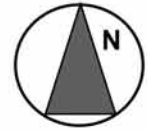
職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については 400 字程度で記載すること。

位置図

竜ヶ崎・牛久都市計画 区域区分の変更



凡例



市街化区域に
編入する区域

【変更内容】
牛久市東獺穴地区 区域区分の変更
市街化編入面積 16.2ha

【変更理由】

ひたち野うしく駅や国道6号などが近接する利便性の良さや、幼稚園、中学校などの子育て教育環境が充実していることを活かし、ひたち野地区と一体的な住宅市街地の形成を図るため、本案のとおり区域区分を変更(市街化区域へ編入)し、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

●都市計画の図書の縦覧

大宮都市計画下水道の変更に伴い、常陸大宮市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
下水道（大宮町公共下水道）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

大宮都市計画下水道の変更に伴い、常陸大宮市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
下水道（中富都市下水路）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字長岡字町頭250番1、251番1
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市元吉田町707番地の4 ル・マロン202号
齋藤 佑樹、齋藤 美侑

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る賃借機器の名称及び数量

土木部3DCAD用端末 100台

(2) 調達に係る賃借機器の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃借機器の搬入場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 政策企画部情報システム課内

(4) 契約の期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで。ただし、令和 6 年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当

電話 029-301-2556

F A X 029-301-2598

所属メールアドレス : johoh5@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格において、「リース・レンタル」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。

(5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(8) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達には、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難しい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書（案）の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和 5 年 7 月 7 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和 5 年 6 月 30 日（金）午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局

ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

ア 期限

令和 5 年 7 月 5 日（水）午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札等の手続

(1) 電子入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)から(8)までに

係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 5 年 7 月 7 日 (金) 午後 5 時まで

(イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 7 月 21 日 (金) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6 (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 (リース料含む 5 年総額とする。) の 110 分の 100 に相当する金額 (整数) を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 8 月 2 日 (水) 午後 3 時まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 5 年 8 月 2 日 (水) 午後 3 時 5 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に 3 (4) から (8) までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 5 年 7 月 7 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(イ) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 7 月 21 日 (金) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要な事項を記入の上、封書で 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 (リース料含む 5 年総額とする。) の 110 分の 100 に相当する金額 (整数) を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 8 月 2 日 (水) 午後 3 時まで (必着)

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 5 年 8 月 2 日 (水) 午後 3 時 5 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

2 の担当部局へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者の入札を除く。)
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

- (5) この調達に係る令和 5 年度当初予算が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease of personal computers for Administration Information Network System Iset
- (2) Lease period
From December 1, 2023 through November 30, 2028
- (3) Time limit for tender
Time limit of tender (by system): 3:00 p. m., August 2, 2023
Time limit of tender (by hand): 3:00 p. m., August 2, 2023
Time limit of tender (by mail): 3:00 p. m., August 2, 2023
- (4) Submission location and contact number
Information Policy Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan
TEL 029-301-2556

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

- (1) 案件番号
050511000004201
- (2) 購入物品及び数量
A A S - I C P 分析システム 一式
- (3) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
- (4) 納入期限
令和 6 年 1 月 26 日（金）
- (5) 納入場所
茨城県東茨城郡茨城町長岡 3781-1
茨城県産業技術イノベーションセンター
管理・機械金属研究棟 2 階 機器分析室 2

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 萩野谷

電話 029-301-4875

F A X 029-301-4888

メールアドレス : kaikanri5@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (5) 賃借物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から令和5年7月6日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県会計事務局会計管理課 6階受付

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、以下の期間に必要なに応じて設置場所等の現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和5年6月28日（水）午前10時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札（電子メール等で提出するものを含む。）に

より参加の場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 5 年 7 月 4 日 (火) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリや電子メールにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参、ファクシミリ又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3 (4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 5 年 7 月 6 日 (木) 午前 11 時まで

なお、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールの場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付書類は郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 5 年 7 月 20 日 (木) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 (2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札（電子メール等で提出するものを含む。）による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 8 月 2 日 (水) 午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 8 月 3 日 (木) 午前 10 時

イ 場所

茨城県会計事務局会計管理課入札室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報や電話による入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(13) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に、令和5年6月27日(火)までに申請すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
AAS-ICP analysis system
- (2) Time limit for tender:
Time limit of tender (by hand): 5:00 p. m., August 2, 2023
Time limit of tender (by mail): 5:00 p. m., August 2, 2023
Time limit of tender (by system): 5:00 p. m., August 2, 2023
- (3) Submission location and contact number
Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan
TEL 029-301-4875

(企 業 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 5 年 6 月 22 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 稲 見 真 二

1 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る物品 (以下「借入物品」という。) の名称及び数量
行政情報ネットワークシステム接続端末機器 一式 (117台)

(2) 借入物品の特質等
仕様書のとおり

(3) 納入場所
茨城県庁舎 (茨城県水戸市笠原町978番6) ほかに県内12か所

(4) 契約期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までとする。ただし、令和 6 年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、茨城県公営企業管理者は契約を解除することができる。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企業局総務課

電話 029-301-4915

F A X 029-301-4929

所属メールアドレス : kigyosomu@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 本公告に示した借入物品の規格 (仕様書) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)

(7) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL :<https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたいものは、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えることができる。紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から令和5年7月31日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟21階

茨城県企業局 総務課（電話）029-301-4915

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課総務担当メールアドレス kigyosomu@pref.ibaraki.lg.jp

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

ア 質問受付期間

公告の日から令和5年7月24日（月）午後5時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札（電子メール等で提出するものも含む。）による参加の場合は、ファクシミリ又は電子メールによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和5年7月31日（月）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札（電子メール等で提出するものも含む。）による参加の場合は、ファクシミリ又は電子メールにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便（書留郵便に限る。）、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(6)及び(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和5年7月31日（月）午後5時まで

なお、郵送（書留郵便に限る。）、持参、ファクシミリ又は電子メールの場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより、「入札参加登録シート (テキストファイル)」又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを送信の上、提出物一式は、別途、郵送 (書留郵便に限る。)、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

なお、提出した書類について、茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 8 月 4 日 (金) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

入札参加者は、6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県企業局電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札 (電子メール等で提出するものを含む。) による場合は、入札書に必要事項を記入の上、封書で 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書の場合、封かんし、表に開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書すること。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 100 分の 110 を乗じて得た価格 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額 (整数) を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

入札金額は、借入物品の貸借期間を 60 か月として 1 か月当たりの賃借料を見積もること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 8 月 10 日 (木) 午後 3 時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵送 (書留郵便に限る。)、持参、ファクシミリ又は電子メールの場合は、上記日時までに 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 8 月 10 日 (木) 午後 3 時 15 分 ※入札書の提出は午後 3 時まで

イ 場所

茨城県企業局総務課

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話による入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定等

- (1) 茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号）第97条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便（書留郵便に限る。）、持参、ファクシミリ又は電子メールにより開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of necessary products:

Lease of personal computers for Administration Information Network System 1set (117)

- (2) Closing Date and Time for Tender Submission:

Time limit of tender (by system): 3:00 p. m. , August 10, 2023

Time limit of tender (by hand): 3:00 p. m. , August 10, 2023

Time limit of tender (by mail): 3:00 p. m. , August 10, 2023

- (3) Inquiries:

Administrative Section General Affairs Division

Ibaraki Prefectural Government Public Enterprises Bureau

978-6 Kasahara Mito Ibaraki Japan 310-8555

TEL 029-301-4915

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)